

令和6年度（令和5年分） 市民税・県民税申告の手引き （兼国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告書）

市民税・県民税の申告につきまして、みなさまにはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
別紙の申告書に必要な事項をご記載のうえ、申告期限までに提出をしてください。
必要な書類等は8ページをご覧ください。

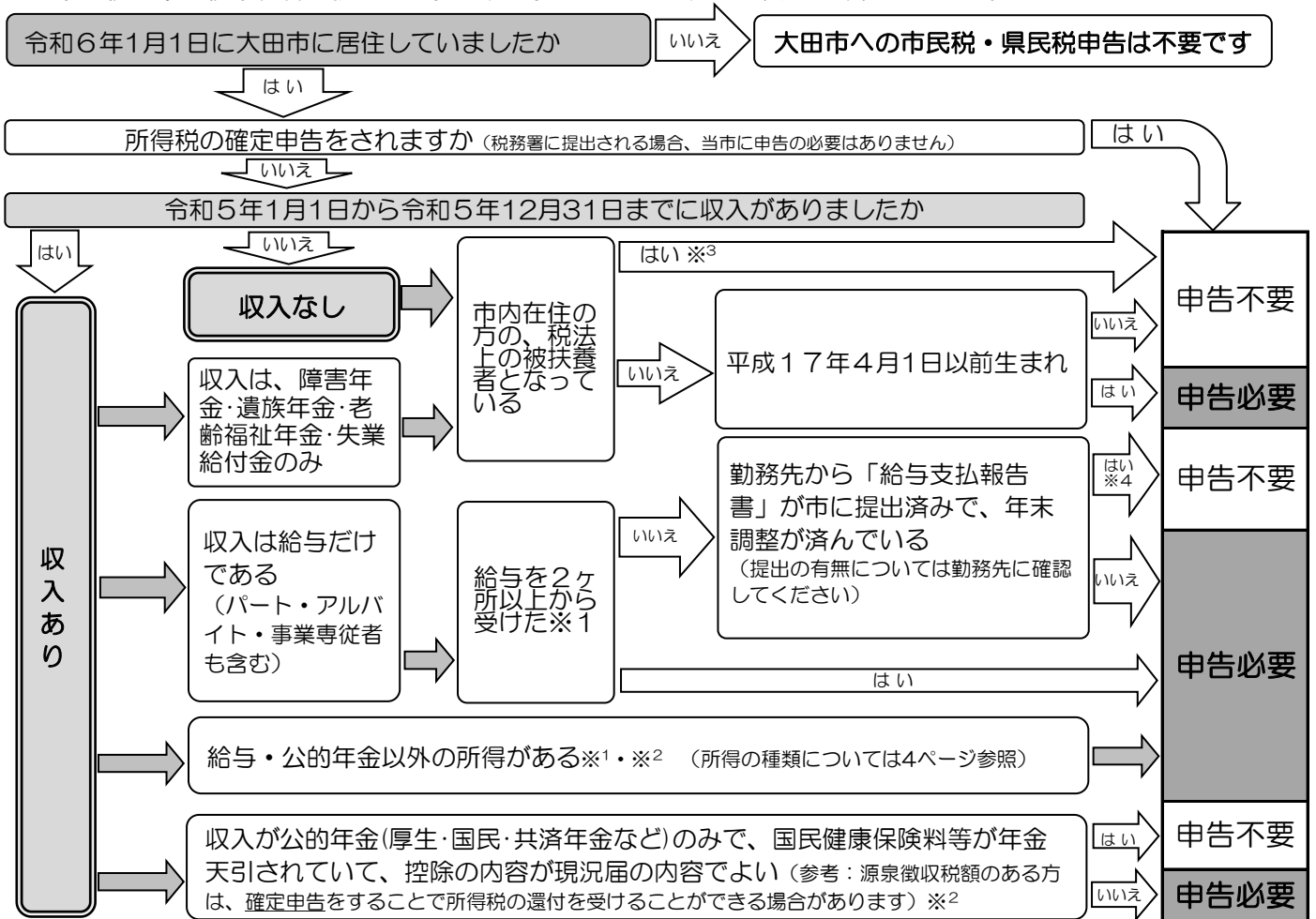
令和5年中に所得のなかった人でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者の方は必ず申告をしてください。

申告書が提出されない場合、下記のような不利益が生じる場合がありますので注意してください。

- 各種控除（社会保険料控除、医療費控除、寡婦控除、障害者控除等）が適用されない
- 保育園の入園や公営住宅の入居、事業資金の融資などの申請に必要な課税証明書や所得証明書などの交付を受けられない
- 医療福祉等の公共サービスが制限される（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の軽減が受けられない等）

■ **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送での提出をお願いいたします。同封の返送用の封筒をご利用ください。**

● **市民税・県民税申告書の提出が必要か、必要でないかは、次の表でご確認ください。**



※1 給与所得者で、給与所得以外の所得額が20万円以下の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

※2 公的年金支払額が400万円以下で、公的年金以外の所得の合計額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

※3 **申告が不要な場合でも、所得証明・課税証明が必要な方は、市民税・県民税の申告が必要です。**

※4 医療費控除、または他の控除の追加・訂正をされる場合は、所得税の確定申告または、市民税・県民税の申告が必要です。

● 問い合わせ先

大田市役所 税務課市民税係（郵送の提出先）

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

☎ 0854-83-8023（直通）

温泉津支所 市民生活課

〒694-2598 島根県大田市温泉津町小浜イ486番地

☎ 0855-65-3111(代表)

仁摩支所 市民生活課

〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3

☎ 0854-88-2111(代表)

令和6年度 市民税県民税申告書

兼国民健康保険料申告書
兼介護保険料申告書
兼後期高齢者医療保険料申告書

令和6年 2月 18日提出日

Header form containing address (大田町 大田口1111), family status (世帯主 大田 太郎), and personal information (大田 太郎, 35年1月2日).

記載例

所得金額調整控除を受ける場合

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

必ず記載してください

Main form for deductions (社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, etc.) with fields for amounts and details.

Section for dependent family members (扶養親族) with fields for name, birth date, and relationship.

Sections for miscellaneous deductions (雑損控除) and medical expense deductions (医療費控除).

Summary table for income and deductions (1 収入金額等, 2 所得金額, 4 所得から差し引かれる金額).

所得金額や控除金額の詳しい計算方法については市民税・県民税申告の手引きをご覧ください。

前年中に収入がなかった方は【2 所得金額の合計⑨】の欄に【0】と記載してください。また、裏面の15の欄にも記載をしてください。

※16歳未満の扶養親族に障害者がいる場合は⑳障害者控除欄にも記入してください。
※前年中に収入(所得)の無い方は、裏面「15」に記入してください。
※別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。
※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法
□ 給与から差引き(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

5 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
賞与等					
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

源泉徴収票がない方はこちらに記載してください。

6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業・不動産所得がある方は記載してください。				

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
				国外株式等に係る外国所得税額

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額
公的年金以外の所得がある場合(個人年金等)は記載してください。		

9 総合譲渡・一時所得の金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
	長期	短期				イ	ロ
一時							
合計						イ+[(ロ+ハ)×1/2]	※表面の⑧

10 分離課税所得の金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
短期					
長期					
山林					

11 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	明・大・昭・平	従事月数	専従者給与(控除)額	円
個人番号					
氏名					
個人番号					
氏名					
個人番号					
合計					

14 寄付金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会・日赤支部・都道府県・市区町村分(特例控除対象外)	
条 例 指 定 分	都道府県 市区町村
寄附先の住所地・名称	

12 別居の扶養親族に関する事項

氏名	住所
個人番号	
氏名	
個人番号	
氏名	
個人番号	

13 配当割又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別紙の場合の住所
個人番号						
処理日	事由			申告	入力	

15 前年中に収入・所得のなかった人の記載欄次のうちの該当する項目に○をして下さい。

① 扶養(仕送り)されていた	前年中に収入がなかった方は該当する項目に○をしてください。
2 失業中であった	
3 障害年金等(遺族年金)	
4 病気療養中であった	
5 生活保護を受けていた	
6 学生であった	
7 その他(前年中の生活状況を記入してください)	

1 所得金額

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間について) ※欄番号、カナ文字等は申告書の番号と対応しています。

所得の種類		説明
6 事業	ア・① 営業等	会社や商店に勤めている場合を除き、独立して仕事をし、それにより所得を得ているときは、仕事の規模の大小を問わず、事業所得となります。商工業、漁業等を営んでいる場合や医師、弁護士といった自由職業の場合にも事業所得者とされます。
	イ・② 農業	事業所得のうち、農産物の生産、果樹、椎茸などの栽培、農家が経営する家畜の飼育などの農業から生ずる所得です。 ※ 一定要件を満たした肉用牛の売却による事業所得がある場合、市県民税(所得割部分)・所得税においては免税所得の取扱いとなりますが、市県民税の均等割や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料については算定対象となります。
6・ウ・③ 不動産		アパート、貸家、貸事務所、貸間、貸地の賃貸料や権利金など不動産から生ずる所得です。
エ・④ 利子		預貯金や公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配に係る所得です。(源泉分離課税の対象を除きます)
7・オ・⑤ 配当		株式や出資金に対する利益の配当、余剰金の分配などの所得です。
5・カ・⑥ 給与		俸給、給料、賃金、賞与、または事業専従者が事業主より支給を受ける給料などの収入(事業主の事業専従者控除額)です。所得計算は下記の表を参照ください。源泉徴収票のない方は、申告書の裏面に内訳を記載してください。
8・⑦ 雑	キ 公的年金	国民年金法、厚生年金保険法などの法律に基づく年金、恩給などの所得です。所得計算は、5ページの表を参照ください。
	ク 業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得です。
	ケ その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得です。
9・コ・サ・⑧ 譲渡(総合課税)		機械器具、自動車などの資産の譲渡による所得です。
9・シ・⑧ 一時		生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金などの一時的な所得です。計算方法は次のとおりです。 {(1)(収入金額) - (2)(収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)} × 1/2 ※ 特別控除額: 50万円 ((1) - (2)の残額が50万円未満の場合はその残額)
10・⑩~⑫ 分離課税所得	ス・セ・⑩・⑪ 短期・長期譲渡	(分離課税) 農地・宅地・店舗などの土地建物等の譲渡及び商品先物取引による所得です。 ※ 他の所得と区分して、一般の税率とは異なる税率が適用されます。
	ソ・⑫ 山林	山林の伐採、または立ち木のままで譲渡することによる所得です。

※ 生活保護の給付金・雇用保険の失業給付金・障害年金、遺族年金等は課税の対象となりません。

⑥ 給与所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A × 4 × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

※ A: 収入金額の合計金額 ÷ 4(千円未満の端数切捨て)

16 所得金額調整控除

前年の給与等の収入金額が850万円を超える場合で以下のイ～ハに該当する場合、下記の計算により求めた金額を所得金額の計算の際に、所得金額調整控除とし、給与所得の金額から差し引きます。

イ. 特別障害者

ロ. 年齢23才未満の扶養親族を有する者

ハ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

● 計算式…(給与等の収入金額 - 850万円) × 10%

※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算します。

⑦ 公的年金等所得金額計算表

65歳未満の方(昭和34年1月2日以後に生まれた方)

A 公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円 ～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

65歳以上の方(昭和34年1月1日以前に生まれた方)

A 公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円 ～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得が1,000万円を超える場合は控除額が10万円減額されます。

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得が2,000万円を超える場合は控除額が20万円減額されます。

(注意) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する方の調整控除

給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除とし給与所得の金額から差し引きます。

所得金額調整控除額 = (給与所得(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得(上限10万円)) - 10万円

(参考) 市民税・県民税の非課税基準

均等割と所得割が非課税	1) 1月1日現在、生活保護法により生活扶助を受けている人 2) 1月1日現在、障害者、未成年者※、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人 3) 控除対象配偶者・扶養親族がなく、前年中の合計所得金額が38万円以下の人 4) 控除対象配偶者・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 $28\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者の数} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + 16.8\text{万円}$
所得割のみ非課税	1) 控除対象配偶者・扶養親族がなく、前年中の総所得金額等が45万円以下の人 2) 控除対象配偶者・扶養親族があり、前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 $35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者の数} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$

※ 未成年の基準は平成18年1月3日以降生まれで、婚姻していない方となります。

扶養人数 (16歳未満含む)	均等割非課税限度額	所得割非課税限度額
0人	380,000円	450,000円
1人	828,000円	1,120,000円
2人	1,108,000円	1,470,000円
...

◎ 扶養人数による非課税限度(所得)額表

非課税基準を表記すると、右表のようになります。

不動産などを売却された場合

不動産の譲渡や居住用財産の譲渡等による譲渡益が特別控除以下のため所得税のかからない方でも、市民税・県民税(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の申告が必要です。扶養控除対象の判定所得、均等割の課税・非課税の判定所得、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料軽減の判定所得については、特別控除前の譲渡益を含みます。

青色申告や土地、建物などの譲渡所得のある人や住宅借入金特別控除を受ける人、低未利用地の長期譲渡による特別控除については申告期限までに石見大田税務署へお問い合わせください。

2 所得から差し引かれる金額 (市県民税の控除額は所得税の控除額と異なる部分があります。)

【物的控除】

種類	控除の要件等	控除額等
⑬ 社会保険料控除	昨年中に本人または生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合や、あなたの給与などから社会保険料が差し引かれた場合です。	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料など、昨年中に実際に支払った金額。 ※ 大田市が保険者でない保険料については、証明書や領収書の提示又は添付が必要です。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	昨年中に、小規模共済第1種共済掛金または心身障害者扶養共済掛金等を支払った場合です。	昨年中の支払額全額。 ※ 証明書の提示又は添付が必要です。
⑮ 生命保険料控除	本人、または生計を一にする親族を受取方とする一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料をあなたが支払った場合です。	(別表1)のとおり ※ 証明書の提示又は添付が必要です。
⑯ 地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料や旧長期損害保険などの掛金合計金額から、配当金の合計額を引いた残りの金額がある場合です。	(別表2)のとおり ※ 証明書の提示又は添付が必要です。
⑰ 雑損控除	本人または生計を一にする親族(総所得金額等が48万円以下の方)の有する住宅、家財などの資産が、昨年中に災害、盗難、横領により損失を受けた場合です。 ※ 事業所得の必要経費になるものや、生活に通常必要でない資産の損失を除きます。	次のうち、いずれか多い方の金額。 (1) 損失額 - 保険金等による補てん額 - (総所得金額等の合計額×10%) (2) 災害関連支出の金額 - 5万円 ※ 災害による支出であることがわかる書類が必要です。
⑱ 医療費控除	(1) 従来(旧)の医療費控除 本人または生計を一にする親族の医療費を支払った場合です。(介護の自己負担費の一部、病院の治療費や通院にかかった費用など) (2) セルフメディケーション税制 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、特定一般用医薬品(医療用から転用された医薬品)の購入費用を年間1万2千円以上支払った場合です。 ※ 適用期間が5年延長されました。(令和8年12月31日まで)	(1) 従来(旧)の医療費控除額(最高200万円) (支払った医療費の総額 - 保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額×5%、又は10万円のいずれか少ない金額) (2) セルフメディケーション税制による医療費控除額(最高8万8千円) 特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等による補てん額 - 1万2千円 ※ 明細書、医療費通知書、使用証明書(おむつ使用証明書等)、補てんされた金額がわかる書類、健康診断等の結果通知表(セルフメディケーション税制の適用を受ける場合)などの提示又は添付が必要です。

⑮(別表1)生命保険料控除額

I 表(新制度の保険料) 平成24年1月1日以降の契約分		II 表(旧制度の保険料) 平成23年12月31日以前の契約分	
支払保険料額	控除額	支払保険料額	控除額
～ 12,000円	支払保険料全額	～ 15,000円	支払保険料全額
12,001円 ～ 32,000円	保険料×1/2+6,000円	15,001円 ～ 40,000円	保険料×1/2+7,500円
32,001円 ～ 56,000円	保険料×1/4+14,000円	40,001円 ～ 70,000円	保険料×1/4+17,500円
56,001円 ～	一律 28,000円	70,001円 ～	一律 35,000円

I 表、II 表でそれぞれの控除額を計算し、下記の保険料区分ごとにA、B、Cのいずれか大きい控除額を選んで合計します。

保険料区分	A 新制度のみ	B 旧制度のみ	C 新旧両方適用
一般の生命保険料控除額	I 表の控除額(上限2.8万円)	II 表の控除額(上限3.5万円)	I 表とII 表の控除額合計(上限2.8万円)
介護医療保険料控除額	I 表の控除額(上限2.8万円)		
個人年金保険料控除額	I 表の控除額(上限2.8万円)	II 表の控除額(上限3.5万円)	I 表とII 表の控除額合計(上限2.8万円)
控除額合計	上限7万円 (控除額合計が7万円を超える場合には7万円)		

⑯(別表2)地震保険料控除額 (IとIIの控除額合計の上限 25,000円)

種類	支払保険料額	控除額	
I 地震保険料	～ 50,000円	支払保険料×1/2	※ 旧長期損害保険の要件 ・平成18年12月31日までに締結した保険契約 ・保険期間10年以上で満期返戻金のある契約
	50,001円 ～	一律 25,000円	
II 旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払保険料全額	※ 1つの契約が地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合、どちらか一方を選び控除額を計算します。
	5,001円 ～ 15,000円	保険料×1/2+2,500円	
	15,001円 ～	一律 10,000円	

【人的控除】

種類	控除の要件等	控除額等
⑰・⑱ 寡婦控除 ひとり親控除	あなたの前年中の合計所得金額(注1)が500万円以下で、下記のいずれかに該当する場合は、 イ. 寡婦(死別)・夫と死別、または生死が不明な場合です。 ロ. 寡婦(離別)・夫と離別し子供以外の扶養がいる場合です。 ハ. ひとり親 ・婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子供(注2)がいる場合です。	イ. 寡婦控除(死別) 26万円 ロ. 寡婦控除(離別) 26万円 ハ. ひとり親控除 30万円 ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外となります。
⑲ 勤労学生控除	あなたが勤労学生であり、合計所得金額(注1)が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合です。	26万円 ※ 学校からの証明書(在学証明書など)が必要な場合があります。
⑳ 障害者控除	あなたが障がい者の場合、または控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合です。 イ. 特別障害者…身体障害者手帳の1・2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、療育手帳Aが交付されている場合です。 ロ. その他の障害者…イ以外の等級の場合です。	・ 障害者控除額 イ. 特別障害者 1人につき30万円 (同居の場合 53万円) ロ. その他の障害者 1人につき26万円 ※ 障害者控除の申告には、障害者手帳や福祉事務所長が発行した認定書等の提示が必要です。
㉑ 配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額(注1)が1,000万円以下であり、前年12月31日において、あなたと生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者を有する場合は、 ※ 事業専従者に該当する者は控除対象配偶者にはなりません。	(別表3)のとおり ※ 納税義務者の合計所得金額(注1)が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の適用にはなりません。「同一生計配偶者」として扶養人数には含まれます。適用要件を満たされた場合は、扶養親族として障害者控除等の適用が受けられます。
㉒ 配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額(注1)が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円未満の場合です。	(別表3)のとおり
12・㉓ 扶養控除	あなたと生計を一にする、合計所得金額(注1)が48万円以下の親族を有する場合は、(ただし、生年月日が平成20年1月2日以後(16歳未満の方)の場合は扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税基準額の算定に影響します。) ※ 事業専従者に該当する者は控除対象者にはなりません。	イ. 一般扶養 33万円 (下記のいずれにも該当しない) ロ. 特定扶養 45万円 (H13.1.2生まれ～H17.1.1生まれ) ハ. 老人扶養 (S29.1.1以前生まれ) 38万円 ニ. 同居老親等扶養 45万円 (老人扶養のうちあなた、またはあなたの配偶者の直系尊属で同居しているとき)
㉔ 基礎控除	あなたの前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合です。	2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円
11 事業専従者控除	あなたと生計を一にする15歳以上(平成20年1月1日以前生まれ)の親族で、6ヶ月を超える期間、事業に従事した方を有する場合は、	次のうち、いずれか少ない方の金額 ① 50万円(配偶者は86万円) ② (事業、不動産、山林所得)÷(事業専従者数+1) ※ 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除との重複はできません。

㉑・㉒(別表3)配偶者控除及び配偶者特別控除額一覧

		納税義務者の合計所得金額			(注1)合計所得金額とは総所得金額(繰越控除前)、退職所得金額、山林所得金額、分離譲渡所得金額(特別控除前)の合計額をいいます。
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 ～48万円	33万円	22万円	11万円	(注2)前年中の給与所得金額等が48万円以下
	老人控除対象配偶者(注3)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0万円	0万円	0万円	

3 税額控除

13 配当控除

・配当所得があるときは、配当所得額に応じて税額控除があります。

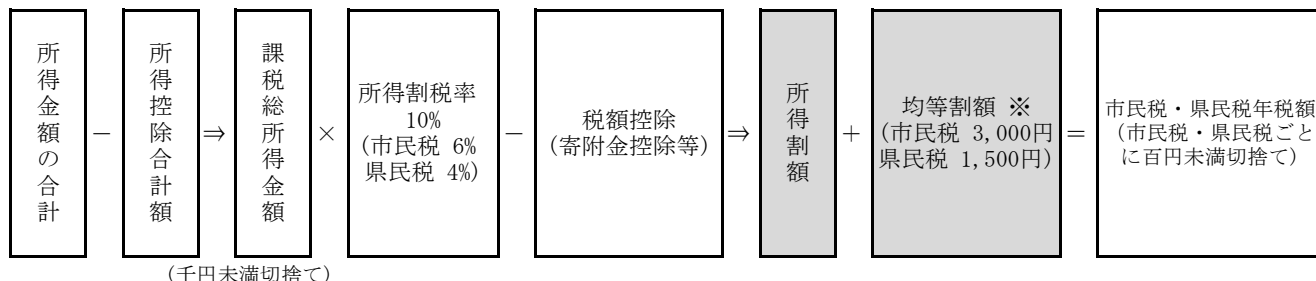
14 寄附金控除（控除対象限度額／総所得金額等の30％） ※証明書を添付または提示してください。

- ・寄附金税額控除額は寄附先によって該当、非該当または控除額が違います。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例の対象者が住民税申告を行うと特例申請が無効となります。

4 市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は、所得割額と均等割額の合計額です。

均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額・所得控除に応じて次の図式によって計算します。



※ 森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、令和6年度から国税として森林環境税が創設されました。年額1,000円が個人の市民税・県民税の均等割と併せて課税されます。（**6**「令和6年度より適用となる主な税制改正」参照のこと）

※ 県民税均等割額のうち500円は、水を育む緑豊かな森を次世代へ引き継ぐための「水と緑の森づくり税」であり、令和2年度以降も5年間継続して課されます。

5 申告相談時に必要な書類等

1. 申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード等(写しの添付でも可)及び控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等のマイナンバーのわかるもの
2. 申告者本人の確認のための書類(運転免許証、公的医療保険証、各種証明書等)(写しの添付でも可)
3. 令和5年中の収入(所得)のわかるもの(源泉徴収票、給与明細書、支払者の証明書等)
※事業所得や不動産所得等のある方は、収入や経費のわかるもの(収支計算書、帳簿類、出荷伝票、領収書等)
4. 適用を受けようとする各種控除に関する証明書や領収書等 (**2**「所得から差し引かれる金額」参照のこと)
※医療費控除を申告する場合、医療費控除の明細書を作成してください。(領収書等の添付又は提示は必要ありません。)
※通院等に電車やバスをご利用の場合は、通院日ごとに受診した医療機関・利用区間・利用した交通機関の名称・利用料(運賃)を記載した書類(領収書等の添付又は提示は必要ありません。)
5. 国外居住親族に係る扶養控除等を申告する場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」
※親族関係書類：戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書または写し等(外国語表記の場合は翻訳したもの)
※送金関係書類：金融機関の書類又は写し等(外国語表記の場合は翻訳したもの)
※30歳以上70歳未満の方を被扶養者として扶養控除の適用を受ける場合は、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、障害者、扶養控除等を申告する納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者に該当する者に限られることとされました。該当する者について、扶養控除等の適用を受けようとする場合に提出または提示が必要な書類があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

6 令和6年度より適用となる主な税制改正

1. 森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、令和6年度から国税として森林環境税が創設され、年額1,000円が個人の市民税・県民税の均等割と併せて課税されます。なお、東日本大震災復興基本法等に基づき市民税・県民税均等割額でそれぞれ500円加算されていましたが、令和5年度で終了します。
2. 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る所得の申告について、令和5年度までは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは所得税の課税方式と一致させることとなりました。
3. 国外居住親族について、30歳以上70歳未満における適用要件が見直されました。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

7 提出期限と提出先

[申告期間] 令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)

※ 郵送提出される場合で、申告書の控えが必要な方は、返送用の封筒を同封してください。

[申告相談受付期間] (平日のみ)

大田市役所 税務課市民税係 令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)

仁摩支所 市民生活課 令和6年2月16日(金)～令和6年2月27日(火)

温泉津支所 市民生活課 令和6年3月6日(水)～令和6年3月15日(金)

[提出期限] 令和6年3月15日(金)まで

[提出先] 大田市役所税務課、温泉津支所・仁摩支所の各市民生活課